

柏市遊泳用プール指導要綱

制定 平成20年 3月28日

施行 平成20年 4月 1日

一部改正 平成22年3月4日

(目的)

第1条 この要綱は、プールを設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）、プールを設置している者（以下「設置者」という。）等に対し、プールの設置、管理等について必要な指導を行うことにより、公衆衛生の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プール 容量100立方メートル以上の貯水槽であって、公衆に水泳又は水浴をさせるためのもの（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校において専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生による利用を目的とするプールを除く。）をいう。
- (2) プール水 公衆に水泳又は水浴をさせるためにプールに貯水されている水をいう。

(設置予定者に対する指導)

第3条 市長は、設置予定者に対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した届出書をあらかじめ提出すること。
 - ア 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - イ プール及びその附帯設備に係る施設（以下「施設」という。）の全体を管理する責任者（以下「管理責任者」という。）がある場合にあっては、その所属及び氏名

- ウ プールの名称及び種別
- エ プールの所在地
- オ プールの構造設備の概要

(2) 前号の届出書には，次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- ア 施設の配置図
- イ プールに係る給水設備の系統図及び機器の一覧表
- ウ プールに係る空気調和設備の平面図及び系統図並びに機器の一覧表
- エ プールの断面図及び平面図
- オ プールに係る消毒機器の一覧表
- カ プールに係る循環ろ過装置機器の一覧表

(3) 別表第1に定める基準を満たすプール等を設置すること。

2 前項の場合において，市長は，必要があると認めるときは，実地に調査を行うものとする。

(設置者に対する指導)

第4条 市長は，設置者に対して，次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) プール等の管理を別表第2に定める基準に従い行うこと。
- (2) プール水に係る水質検査を別表第3に定める基準に従い行うこと。
- (3) プール等の管理を実効的に行うため，管理責任者を置くこと（設置者が自ら管理を行う場合を除く。）。
- (4) プールに起因する疾病が発生した場合にあっては，その旨を市長に報告すること。
- (5) 前条第1項に規定する届出書の記載事項に変更が生じたとき又はプールを廃止したとき場合にあっては，市長にその旨を届け出ること。

(その他の指導)

第5条 市長は，必要があると認めるときは，設置者その他関係者に対し，必要な報告をするよう指導するものとする。

2 前項の場合において，市長は，必要があると認めるときは，実地に調査をして，設置者に対し，期間を定めて，公衆衛生上必要な措置をとるべきことを指導をするものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

別表第1 (第3条第1項第3号)

1 プールの構造等

(1) プール

ア 不浸透性材料が用いられていること。

イ 給排水及び清掃を容易に行うことができ、かつ、周囲から汚水が流入しない構造であること。

(2) 給水設備

ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合にあっては、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置が講じられていること。

イ 常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等が設けられていること。

(3) 浄化設備

ア 循環ろ過方式の浄化設備が設けられていること。

イ 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定されるものとし、1時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1(夜間に浄化設備を停止するプールにあっては、4分の1)以上の処理能力を有していること。

ウ 循環ろ過装置の出口に水質検査のための採水栓又は測定装置が設けられていること。

(4) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤(以下「塩素剤」という。)を用いて、連続注入できる方式であ

ること。

イ プール水の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度。以下同じ。）が均一となるよう、注入口数及び注入位置が定められ、有効な消毒効果が得られるように措置がされていること。

ウ 二酸化塩素を消毒に用いる場合にあっては、施設の敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式とされていること。

エ オゾン発生装置は、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式であること。

(5) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合にあっては、オーバーフロー水に排水及び床洗浄水等の汚水が混入しない構造であること。

イ 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備が設けられていること。

(6) 適用除外

海水又は温泉水を原水として用いるプールにあっては、常時清浄な用水が流入し、清浄度を保つことができる場合は、第3号及び第4号アの規定を適用しないことができること。

2 附帯設備の構造等

(1) 洗浄設備

ア 更衣室及び便所からプールに至る途中に設置されて通過式洗浄設備とすること等により、プールの利用者が遊泳前に洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造設備であること。

イ 洗浄に使用した水は、原則として、プール水として再利用する構造でないこと。

(2) 更衣室

ア 男女別に設けられ、かつ、双方及び外部から見通すことができない構造であること。

イ 利用者の数に応じて適当な広さを有し，かつ，衣類等を衛生的に保管できる設備が設けられていること。

(3) 便所

ア 男女別に利用者数に応じて十分な数の便器及び手洗い器が設けられ，かつ，原則として，水洗式の構造であること。

イ 床は，不浸透性材料が用いられ，水が滞留しない構造であること。

(4) 上がり用シャワー，洗面設備，洗眼設備及び水飲み場

ア 衛生的に使用できる設備構造であり，かつ，遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数の水栓が設置されていること。

イ 飲用に適する水が供給されるものであること。

(5) くずかご

プールサイド，更衣室，休憩室，観覧席等に十分な数が備えられていること。

(6) 照明設備

屋内プール及び夜間使用する屋外プールにあっては，プールの水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上を保つことができる照明設備が設けられていること（他の方法によりプール内及びプールサイドの安全措置が講じられている場合を除く。）。

(7) 換気設備

屋内プールにあっては，適当な換気設備が設置されていること。

(8) 薬品保管設備

液体塩素剤その他の薬品を安全に保管することができ，及び当該薬品による危害の発生を防止できる構造設備であり，かつ，当該設備は施錠可能なものが望ましいこと。

(9) 機械室

管理しやすい場所に設置され，従事者以外の者がみだりに立ち入ることができない構造であること。

3 その他の設備の構造等

(1) 休憩所

プールサイドとは区画されていること。

(2) 採暖室又は採暖槽

採暖室又は採暖槽を設ける場合にあっては、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備であること。

別表第2（第4条第1号）

1 プール、附帯設備及びその他の設備の維持及び管理

プールの使用期間中は、プール、附帯設備及びその他の設備について、使用に適する状態を維持するほか、次に掲げるとおり管理を行うこと。

(1) 浄化設備及び消毒設備は、定期的に保守点検を実施すること。

(2) プールの規模に応じて、適当数の水深表示を行うこと。

(3) 屋内プールにおける空気中の炭酸ガスの濃度は、0.15パーセントを超えないこと。

(4) 更衣室及び休憩室等は、そ族昆虫の防除を行い、常に衛生の確保に努めること。

(5) 水着及びタオル等の供与を行う場合にあっては、常に消毒及び乾燥処理を行ったものを供与すること。

(6) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備は、レジオネラ属菌の検査を1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

2 プール水の管理

(1) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水の水質を次に掲げる水質基準に従い保つこと。

ア 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。

イ 濁度は、2度以下であること。

ウ 過マンガン酸カリウム消費量は、12ミリグラム毎リットル以下であること。

エ 大腸菌が検出されないこと。

オ 一般細菌は、200CFU毎ミリリットル以下であること。

と。

カ 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2ミリグラム毎リットル以下が望ましいこと。

(2) 浄化設備及び消毒設備は、常時運転し、ろ材の逆洗浄及び塩素剤の注入等を適切に行うこと。

(3) プール水は、次に掲げる基準に従い、常に消毒を行うこと。

ア 遊離残留塩素濃度は、0.4ミリグラム毎リットル以上であり、1.0ミリグラム毎リットル以下であることが望ましいこと。

イ 二酸化塩素による消毒を行う場合にあっては、二酸化塩素濃度が0.1ミリグラム毎リットル以上0.4ミリグラム毎リットル以下であり、かつ、亜塩素酸濃度が、1.2ミリグラム毎リットル以下であること。

(4) プール水の温度は、原則として摂氏22度以上であること。

(5) プール水を入れ換えるプールは、利用状況及びプール水の量に応じて適時換水するとともに、清掃を実施すること。

(6) 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が0.5度以下であり、0.1度以下が望ましいこと。

3 塩素剤の管理

(1) プール水の消毒に使用する塩素剤は、その使用量、使用方法及び保管方法を適正に行うこと。

(2) 測定に用いる試薬及び測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持について十分注意すること。

別表第3（第4条第2号）

1 プール水の採取の方法

(1) 長方形のプール

当該プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3か所以上において水面下20センチメートル及び循環ろ過装置の取入口付近におけるプール水について行うこと。

(2) その他の形状のプール

当該プールの形状に応じて適切な地点におけるプール水について行うこと。

2 水質検査の検査の項目及び回数

(1) 日常検査

次に掲げる検査項目に応じ、それぞれに定める回数を行うこと。

ア 色，濁り及び水温 1時間に1回以上

イ 残留塩素，二酸化塩素及び亜塩素酸 使用開始前及び1時間に1回以上

ウ 水素イオン濃度 1日に1回以上

(2) 定期検査

次に掲げる検査項目に応じ、それぞれに定める回数等を行うこと。

ア 水素イオン濃度，濁度，過マンガン酸カリウム消費量，残留塩素，二酸化塩素，亜塩素酸，大腸菌及び一般細菌 1か月に1回以上，かつ，季節プールにあっては，当該プールの営業を再開する直前に1回以上

イ 総トリハロメタン 1年に1回以上（季節プールにあっては6月から9月の間に実施し，通年プールにあっては水温の高い時期に実施すること。）